

印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び管理運用要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が印西市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 学校の安全な管理運営及び犯罪の抑止を目的として常設するカメラと映像表示機器及び映像録画機器とを専用回線で接続した装置をいう。
- (2) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像で、映像録画機器に記録されたものをいう。

（防犯カメラの設置場所等）

第3条 防犯カメラは、校門その他の学校施設及びその周辺で教育委員会が必要と認める場所に設置するものとする。

- 2 教育委員会は、防犯カメラを設置する施設の出入口その他の見やすい場所に、防犯カメラを設置し、撮影された映像を記録している旨及び防犯カメラの設置者の名称を表示しなければならない。

（管理責任者）

第4条 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、管理責任者を置き、教育部教育総務課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ及び映像データを適正に管理し、及び運用するために必要な措置を講じなければならない。

（操作担当者）

第5条 防犯カメラに関する事務を行うため、操作担当者を置き、校長、教頭及び教育部教育総務課の職員をもって充てる。

（映像データの保存期間）

第6条 映像データの保存期間は、次に掲げる場合を除き、映像録画機器に記

録された日の翌日から起算して 20 日以内とする。

(1) 第 8 条ただし書の規定により映像データを利用し、又は提供した場合

(2) その他管理責任者が特に必要と認める場合

(映像データの取扱い)

第 7 条 映像データは、編集し、又は加工することなく録画された状態のまま
で保存しなければならない。

2 映像データは、複製してはならない。ただし、管理責任者が特に必要と認
める場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、映像データの全部又は一部を複製したものについて準用す
る。

(映像データの利用及び提供の制限)

第 8 条 教育委員会は、映像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用
し、又は外部に提供してはならない。ただし、印西市個人情報保護条例（平
成 12 年条例第 25 号、以下「個人情報保護条例」という。）第 9 条第 1 項各
号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(映像データの検索等に伴う記録等)

第 9 条 管理責任者は、映像データの検索、複製、目的外の利用又は提供等を
したときは、その内容を記載した防犯カメラ映像データ取扱記録簿（別記第
1 号様式）により、教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第 10 条 防犯カメラの管理運用に携わる者は、映像データから知り得た情報
をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情への対応)

第 11 条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情があっ
た場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報保護条例の適用)

第 12 条 映像データの取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、個
人情報保護条例の定めるところによる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定

める。

附 則

この告示は、令和元年〇月〇日から施行する。

別 記

(案)

第 1 号様式 (第 9 条)

防犯カメラ映像データ取扱記録簿		年	月	日
検 索 指 示 者	所属・職名	氏名		
操 作 担 当 者	所属・職名	氏名		
検 索 指 示 年 月 日	年 月 日			
検 索 実 施 年 月 日	年 月 日			
検 索 目 的	☐ 目的内利用のため ☐ 目的外利用のため ☐ 外部提供のため			
設 置 場 所	学校			
防 犯 カ メ ラ 番 号				
検 索 映 像 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
提 供 映 像 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
検 索 結 果	検索映像 有・無			
映 像 デ ー タ の 取 扱 い	☐ 視聴 ☐ 複製の交付 ☐ その他 ()			
閲 覧 者	所属・職名	氏名		
特 記 事 項				

記録簿の保存期間は、目的外利用又は外部提供した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存すること。(※映像データを目的外利用又は外部提供した場合は、その映像データと共に保存すること。)

防犯カメラの運用マニュアル

防犯カメラで撮影した映像は、印西市個人情報保護条例の対象となる。

映像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他映像の安全管理のため、

本マニュアルを遵守すること。(令和元年10月作成)

(防犯カメラの取扱い)

1. 防犯カメラの取扱いは、次に掲げるところにより管理運用する。

- (1) 印西市個人情報保護条例（以下「条例」という。）
- (2) 印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び管理運用要綱（以下「要綱」という。）
- (3) 印西市情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）

(組織体制)

2. 防犯カメラの取扱いに関する組織体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理責任者は、操作担当者に対し、条例、要綱、情報セキュリティポリシー及び防犯カメラの運用マニュアル（以下「条例等」という。）の規定を遵守した取り扱いを行うよう指導及び監督しなければならない。
- (2) 操作担当者は、条例等の規定を遵守し、適正に取り扱わなければならない。
- (3) 校長は、教諭、事務職員その他の職員（以下「学校職員」という。）に対し、条例等の規定を遵守した取り扱いを行うよう指導及び監督しなければならない。
- (4) 学校職員は、条例等の規定を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(管理責任者におけるモニター映像の取扱い)

3. 管理責任者は、操作担当者及び学校職員（教頭を除く。）（以下「操作担当者等」という。）その他管理責任者が認めた者以外の者がモニター映像を見ることができないよう配慮すること。

(管理責任者における映像データの取扱い)

4. 管理責任者は、防犯カメラの映像データについて、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- (1) 映像を検索及び複製する場合の操作担当者への指示
- (2) 相手方に映像データを目的外に利用させ、又は提供する場合の映像データの受け渡し
- (3) 新たな映像データを上書きする方法により保存期間を経過した映像データの速やかな消去
- (4) 破碎その他の適切な方法等により映像録画機器及び映像データを記録した記録媒体の処分
- (5) 機器の操作に必要なパスワードの設定

(操作担当者における映像データの取扱い)

5. 操作担当者は、防犯カメラの映像データについて、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- (1) 映像の検索及び複製は、管理責任者の指示を受けてから行うこと。ただし、映像の検索については、児童生徒及び学校関係者並びに地域住民の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合は、この限りではない。
- (2) 映像の検索を行った場合は「防犯カメラ映像データ取扱記録簿（別記第1号様式）」を速や

かに管理責任者に提出すること。

- (3) 機器の操作に必要なパスワードを操作担当者以外の者に知られないよう厳重に管理すること。
- (4) 映像の検索は、管理責任者及び操作担当者以外の者が見えない状態で行うこと。

(日常管理)

- 6. 校長及び学校職員による日常管理の注意事項は、次のとおりとする。
 - (1) モニターは、出勤したときに電源を入れ、退勤するときに電源を切ること。
 - (2) 校務パソコンと同様に、配線やコンセント周りを清掃すること。
 - (3) 機器の盗難、落下等の防止に努めること。
 - (4) 機器の電源は抜かないこと。また、機器を職員室から持ち出さないこと。
 - (5) 原則、機器は移動しないこと。移動させる場合は、教育施設係と協議すること。
 - (6) あらかじめ周知された停電については、校長又は教頭が、事前にモニター及び映像録画機器の電源を事前に切り、復電後に電源を入れること。(電源を切っている間は録画されない。)

(教育施設係の職員が行う機器の管理)

- 7. 教育施設係の職員は、機器の保守点検及び修繕に関する立会並びにシステム時刻の修正を行うこと。

(禁止事項)

- 8. 管理責任者及び操作担当者等は、モニター映像及び映像データを撮影してはならない。

(教育委員会と学校との連携)

- 9. 校長及び教頭は、学校において防犯カメラに関して以下の事象が発生した場合は、教育施設係に連絡すること。
 - (1) 本人から映像データの開示を求められたとき。
 - (2) 捜査機関、市民等から意見、相談等が寄せられたとき。
 - (3) 映像又は機器に何らかの異常が生じたとき。
 - (4) その他教育委員会と連携が必要なとき。

(複製した映像データの保存期間)

- 10. 複製した映像データの保存期間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 原則、映像録画機器に記録された日の翌日から起算した20日間から、映像録画機器に記録された日の翌日から起算して複製した日(以下、「経過日数」という。)を差し引いた残りの日を保存期間とする。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合に限り、目的内利用、目的外利用又は外部提供が完了するまで保存することができる。
 - (2) 目的外利用又は外部提供した場合は、目的外利用又は外部提供した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存すること。(※映像データを目的外利用又は外部提供した場合は、その映像データと共に保存すること。)
 - (3) 今後の組織内対応で必要な映像データは、管理責任者が特に必要と認める場合に限り保存し、利用した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存すること。

(検討資料1) 録画データの時刻について

検討事項：実時刻とシステム時刻の差異をどう扱うか。

課題1：取扱う時刻を実時刻とするかシステム時刻とするか。

課題2：発生する時刻の差異をどのように解消するか。

《結論》

- ・取扱う時刻はシステム時刻とする。

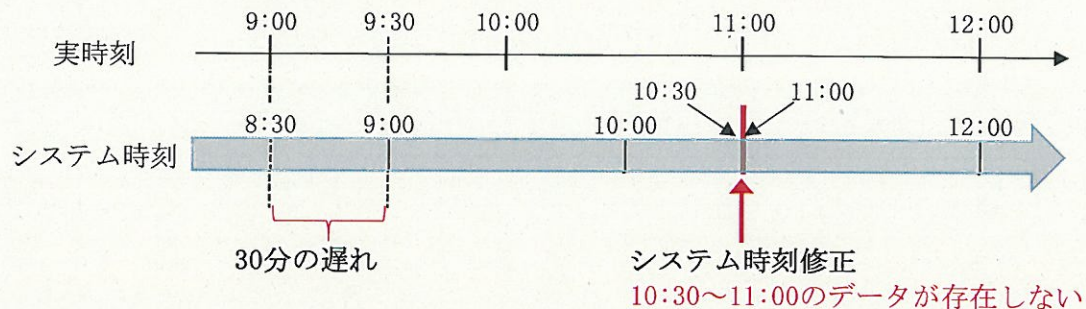
(補足) 開示請求等があった際、実機にて確認し、確認時点での時間差を相手方に伝達する。

- ・停電を伴う電気設備の年次点検時にシステム時刻の修正を行う(年1回)。

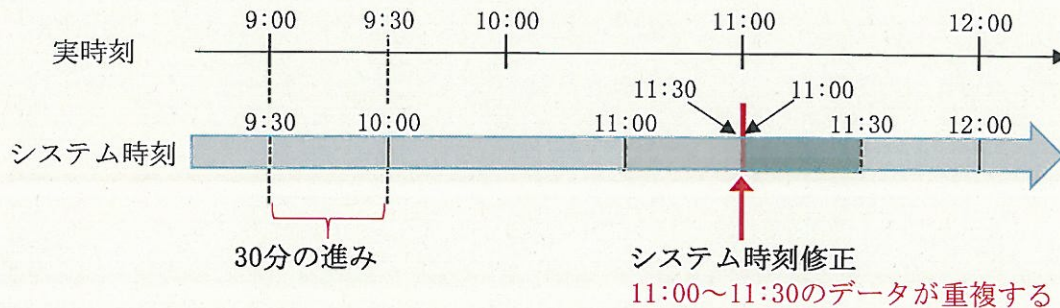
1. 想定する時間差の考え方

- ・1分1秒の精度を常に合わせ続けることは不可能。
- ・時刻修正時に発生する問題点を(1-1)及び(1-2)に示す。

(1-1) システム時刻の遅れを修正すると、修正時間帯のデータ欠損が発生する。



(1-2) システム時刻の進みを修正すると、修正時間帯のデータが重複する。
(システムエラーが発生する恐れがある)



2. 想定する事務の流れ

- ①：相手方が、映像データの閲覧又は提供を市に求める(問合せ)。
- ②：「現時点における実時刻とシステム時刻の差異」を相手方に伝達する。
伝達 ・システム時刻で開示請求等を受付していること。
事項 ・現時点での実時刻とシステム時刻の差異(システム時刻の進み/遅れ)
- ③：相手方からシステム時刻を考慮した映像データの申請を受ける。
(個人情報保護条例第9条又は第13条における手続き)
- ④：システムの設定時刻における時刻の範囲で事務を行い、利用又は提供を行う。

資料 1 - 2 と資料 1 - 3 における新旧対照表

文字：修正した文字。従前から修正した箇所を示す。

文字：コメント。追加・削除した理由を示す。

新	資料 1 - 3	旧	資料 1 - 2
○印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び管理運用要綱（案）		○印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び管理運用要綱（案）	
（趣旨）		（趣旨）	
第 1 条 この要綱は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が印西市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。		第 1 条 この要綱は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が印西市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。	
（中略）		（中略）	
（映像データの利用及び提供の制限）		（映像データの利用及び提供の制限）	
第 8 条 教育委員会は、映像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、印西市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 25 号、以下「個人情報保護条例」という。）		第 8 条 教育委員会は、映像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、印西市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 25 号）第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	
第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。			
個人情報保護条例の解釈運用に「個人情報の提供の依頼を受ける場合は書面を求める」旨を記載する予定（総務課対応）であるため、要綱自体には当該手続きの規程を設けないことが適当であると考え、旧要綱第 9 条を削除する。		（映像データの利用又は提供に係る手続）	
		第 9 条 前条ただし書の規定により映像データを利用し、又はその提供を受けようとする者は、防犯カメラ映像データ（利用・提供）申出書（別記第 1 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。	
（映像データの検索等に伴う記録等）		（映像データの検索等に伴う記録等）	
第 9 条 管理責任者は、映像データの検索、複製、目的外の利用又は提供等をしたときは、その内容を記載した防犯カメラ映像データ取扱記録簿（別記第 2 号様式）により、教育委員会に報告するものとする。		第 10 条 管理責任者は、映像データの検索、複製、目的外の利用又は提供等をしたときは、その内容を記載した防犯カメラ映像データ取扱記録簿（別記第 2 号様式）により、教育委員会に報告するものとする。	

(守秘義務)

第 10 条 防犯カメラの管理運用に携わる者は、映像データから知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情への対応)

第 11 条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報保護条例の適用)

第 12 条 映像データの取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、補個人情報保護条例の定めるところによる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年〇月〇日から施行する。

(守秘義務)

第 11 条 防犯カメラの管理運用に携わる者は、映像データから知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情への対応)

第 12 条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

① 情報提供に係る書面の求めについては、個人情報保護条例の解釈運用に盛り込まれること。

② 本人からの自己情報の求めについては、個人情報保護条例第 13 条の自己情報開示請求により対応すること。

以上、2 つについては個人情報保護条例の運用そのものであるため、個人情報保護条例の適用に関する規定を新たに設けた。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則を新たに設けた。